

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月18日

分任支出負担行為担当官
東京空港事務所長 後藤 秀行

1. 履行概要

- (1) 契約件名
令和8年度 関東甲信越地方消防用設備点検その他作業
- (2) 履行場所
別紙のとおり
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌開庁日から令和9年3月19日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを分任支出負担行為担当官東京空港事務所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（令和8年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1
東京航空局東京空港事務所総務部会計課調達担当
TEL 03-5757-3004

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和8年10月1日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。
<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/contract/announcements/notices/notices-jurisdiction.html>

- (b) (a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は、本日より令和8年10月1日までとする。
（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は16時00分）の間とする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年10月2日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年10月20日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年10月20日までに必着とする。
- (c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(6) 開札日時及び場所

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3) に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2) 及び(4) から(9) に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

○履行場所等について

1. 履行場所

1	箱根 ARSR 局 舎	神奈川県足柄下郡湯河原町大字鍛冶屋字辰沢 9 5 4 - 6
2	箱根 対空 受信 所	神奈川県足柄下郡湯河原町大字鍛冶屋字辰沢 9 5 4 - 6
3	大観山 送信 所	神奈川県足柄下郡箱根町大字箱根字石垣岩 6 1 1
4	横須賀 DME 局 舎	神奈川県三浦郡葉山町下山口字茅木山
5	御宿 TACAN 局 舎	千葉県夷隅郡御宿町岩和田 2 2 6 0
6	館山 DME 局 舎	千葉県館山市大字神余字船ヶ作
7	松本 空港 庁 舎	長野県松本市大字空港東 8 9 2 8
8	松本 VOR/DME 局 舎	長野県塩尻市大字洗馬 8 4 8 0
9	坂戸 受信 所	埼玉県鶴ヶ島市脚折 1 0 0
10	関宿 VOR/DME 局 舎	千葉県野田市木間ヶ瀬字下新堤
11	友部 送信 所	茨城県笠間市旭町 1 7 1 8
12	百里 VOR 局 舎	茨城県小美玉市百里 2 6 0
13	大子 TACAN 局 舎	茨城県久慈郡大子町大字大子字太郎沢 2 2 0 9 - 3 9
14	大島 空港 庁 舎	東京都大島町元町字北の山 2 7 0 - 1
15	三原 VOR/DME 局 舎	東京都大島町元町北の山 2 5 6
16	大島 LOC/T-DME シェルタ	東京都大島町北の山 2 7 0 大島空港内
17	大島 VORTAC 局 舎	東京都大島町差木地字奥山 1 1 4 6
18	新島 TACAN 局 舎	東京都新島村向山
19	八丈島 空港 庁 舎	東京都八丈島八丈町大賀郷 2 8 3 9 - 2
20	八丈島 LOC/T-DME シェルタ	東京都八丈島八丈町大賀郷無番地八丈島空港内
21	八丈島 VOR/DME 局 舎	東京都八丈島八丈町大賀郷無番地八丈島空港内
22	八丈島 N-RAG シェルタ	東京都八丈島八丈町大賀郷 5 6 2 6 - 1 0 8
23	八丈 RPM シェルタ	東京都八丈島八丈町中之郷 3 4 1 6 - 2
24	八丈 ORSR 局 舎	東京都八丈島八丈町中之郷 2 7 9 0 - 2
25	神津島 RAG 局 舎	東京都三宅島三宅村伊豆 3 8 4
26	雄山 VOR/DME	東京都三宅島三宅村坪田 1 3 9 4

○業務内容等について

1. 業務内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本作業は、システム運用管理センターが維持管理する無線関係施設等（関東甲信越地方）において、①消防用設備点検及び防護設備点検の実施、②消防用設備の交換作業、③防護設備の交換・修繕作業を実施するものである。

①点検については、消防法、消防施行令、消防法施行規則、これらに基づく公示等により以下の点検を行う。

・消火器具（機器点検）	・・・履行期間中 2 回
・自動火災報知設備（機器点検）	・・・履行期間中 2 回
・自動火災報知設備（総合点検）	・・・履行期間中 1 回
・誘導灯・誘導標識（機器点検）	・・・履行期間中 2 回
・避難器具（機器点検）	・・・履行期間中 2 回
・避難器具（総合点検）	・・・履行期間中 1 回
・排煙設備（機器点検）	・・・履行期間中 2 回
・排煙設備（総合点検）	・・・履行期間中 1 回
・防護設備（外観点検、機能点検）	・・・履行期間中 1 回

※総合点検については 2 回目機器点検時に併せて実施すること。

②昨年度点検時に指摘を受けた消防設備不良個所について交換作業を行う。

・坂戸受信所	：電源局舎に設置されている指定した煙感知器 1 個の交換
・大島空港庁舎	：1 階，2 階，3 階に設置されている指定した煙感知器 6 個の交換

③昨年度点検時に指摘を受けた防護設備不良個所について交換・修繕作業を行う。

・八丈島空港庁舎	：警報受信機で予備電源 1 個の交換
----------	--------------------

[別紙]

○分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

1. 競争参加資格(9)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは下記に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。
 - ①消防法第17条の3の3に基づき、仕様書に定める設備の点検に必要な消防設備士免状の交付を受けた者又は消防設備点検資格者免状の交付を受けた者が在職しており当該資格者を消防用設備点検作業に配置できる者であること。
 - ②消防用設備交換作業にあたり、必要となる第二種電気工事士以上の免許状を有し、当該資格者を消防用設備交換作業に配置できる者であること。